

熊本市の教育行政の在り方について

答申

令和7年（2025年）3月28日

熊本市教育行政審議会

目次

はじめに	1
1 理念と検討項目	2
2 対応方針項目	2
3 対応方針	3
3-1 教育委員会における体制整備等	3
3-1-1 体制の整備について	3
(1) 教育委員会内の相談窓口の一元化	3
(2) こどもの権利を擁護するための体制整備	4
(3) 音声記録・動画記録等による客観性の担保	5
(4) これまでの対応事案から得られた教訓を生かした対応	6
(5) 問題を起こした教職員の担任変更等の指針	7
(6) 教育委員会の情報公開	8
(7) 情報開示の透明性	8
(8) 個別最適な学びの実現	9
3-1-2 専門家の配置について	10
(1) スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置増・処遇 改善と支援体制の充実	10
(2) スクールロイヤー（SL）の配置	11
(3) 不登校対策サポーターの充実	12
3-1-3 教職員等研修の充実について	12
(1) 学校管理職の危機管理対応力強化	12
(2) 教職員が自らの問題行動に向き合う研修	13
(3) 保護者が課題に対応する知識・スキルを学び、情報を共有する体制の整備	14

3-2	学校における体制整備等	15
(1)	複数教職員による指導・支援体制及びこどもが相談しやすい校内相談チーム	15
(2)	こどもの権利を守るための共通ルールの整備・共有	16
(3)	いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への活用...	17
(4)	迅速な初期対応体制	18
(5)	効果的な人権教育研修の実施	18
(6)	不適切指導の基準の明確化	19
(7)	こどもの参画	20
3-3	こどもの権利サポートセンターと教育委員会・学校が役割分担する体制整備.....	20
(1)	こどもの権利サポートセンターの活用	20
3-4	関係諸機関と役割分担できる体制整備	21
(1)	心理・福祉系国家資格保持者数や養成機関の状況調査	21
(2)	児童相談所や法務少年支援センター等との連携	22
(3)	代理人・紛争処理手続きの活用による保護者対応	22
(4)	こども・保護者・地域住民等の参画によりこどもの権利や利益を守り実現するための 体制整備	23
(5)	こどもが学びの場を選択できる体制	23
3-5	国への提言	24
(1)	専門家配置に係る国の財政支援の強化	24
(2)	いじめ重大事態における専門調査員制度の創設	25
(3)	いじめ防止対策推進法の規定の再検討	25
(4)	教職員から児童生徒に対する不適切指導の基準の明確化	26
(5)	こども基本法・子どもの権利条約の学習指導要領への位置づけ、児童生徒と教員、保護 者住民等がこどもの権利を学ぶ教材や研修の整備	26
(6)	学校運営協議会への児童生徒参画の促進	27

(7) 不登校等の長期欠席に関する提言	27
(8) SNSの影響と対応に関する提言	27

はじめに

地方教育行政は、教育の政治的中立性や安定性を確保し、地域住民の意向を反映することを目的とした教育委員会制度を基盤に運営されている。この制度の下、教育委員会は、教育機会の均等の実現や教育水準の維持・向上に加え、地域における教育、文化、スポーツの振興に重要な役割を果たしてきた。しかし近年、教育現場には様々な課題が浮き彫りになっている。例えば、教職員による不適切な指導や、いじめ、不登校、保護者や地域住民からの不合理な要求、家庭や地域の急激な構造変化などである。また、多様化する子どもや保護者の教育的・福祉的ニーズに対して、学校の対応能力が限界に達しているという意見もある。

令和5年(2023年)4月に施行された「子ども基本法」では、子ども施策に関する基本理念を定め、地方公共団体が国や他団体と連携しながら、子どもやその保護者等の意見を反映させ、子どもの最善の利益を考慮した施策を策定・実施することが求められている。この法律の施行は、教育行政における新たな方向性を示すものであり、こうした状況に対応した地方教育行政の改革が求められている。

熊本市においては、教育大綱・教育振興基本計画の基本理念「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」を掲げ、教育行政の改善を図ってきた。さらに、子どもの権利サポートセンターを開設し、すべての子どもの権利保障を最優先に考える姿勢を具体化した。また令和5年(2023年)5月、本審議会の設置とともに、熊本市教育長から「子どもをめぐる複雑かつ多岐にわたる課題に迅速、的確かつ丁寧な対応を行うための今後の地方教育行政の在り方について」諮問がなされた。本審議会においては、次ページに掲げる6項目を基に10回にわたり議論を重ね、本答申を取りまとめた。

熊本市教育委員会におかれては、子ども局をはじめとする市長事務部局や外部の関係機関と連携し、本答申に基づく施策が確実に実行されるよう取り組むとともに、地域の教育の質を向上させるために必要な施策を今後とも着実に実行していくことを求めたい。

1 理念と検討項目

熊本市教育行政審議会では、「こどもの権利を守ること」及び「地方からの発信によるより良い教育行政の実現」を基本理念とし、6つの検討項目を基に議論した。

基本理念	1 こどもの権利を守ること 2 地方からの発信によるより良い教育行政の実現
------	--

検討項目	1 体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備 2 適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方 3 保護者、こども、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実 4 未然防止、再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実 5 教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化 6 取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり
------	---

2 対応方針項目

6つの検討項目を基に議論した内容を、教育委員会、学校、第三者組織、関係諸機関、国への提言の項目に整理し、次頁以降に対応方針を示す。

対応方針項目	1 教育委員会における体制整備 2 学校における体制整備 3 第三者組織と役割分担できる体制整備 4 関係諸機関と役割分担できる体制整備 5 国への提言
--------	--

3 対応方針

3-1 教育委員会における体制整備等

教育委員会は、こどもに関する各種の問題に対応するための基本的な枠組みを整備・充実させる必要がある。まず「体制の整備」として、効率的な組織運営と、関係機関等との明確な役割分担が求められる。次に「専門家の配置」により、福祉・法律等の専門知識を活用し、教育現場への適切な支援を行うことで、こどもの権利の擁護に資することができる。また「教職員等研修の充実」を図ることで、教職員のスキル向上を促進し、教育現場の変化に対応できる柔軟な人材を育成することができる。これらの施策が相互に連携することで、より良い教育環境の実現が期待される。

3-1-1 体制の整備について

(1) 教育委員会内の相談窓口の一元化

教育委員会における相談窓口の一元化は、学校教育活動における様々な問題に対して効果的に対応するために非常に重要であり、そのために以下のような取組が考えられる。

① 相談窓口の一元化と専門家配置

いじめや自殺などの問題に対して、相談窓口を一元化し、法律・福祉・医療などの専門家を常勤で配置する必要がある。これにより、問題解決のために第三者的立場でかかわる専門家を確保し、こどもや保護者、教職員が必要なときに気軽に相談できる環境を整える。専門家の存在によって、問題の長期化や複雑化を防ぐ効果も期待できる。

② 相談内容の周知と相談内容に応じた適切な対応機関の判断

新たな相談窓口では、相談できる内容や対応範囲を関係者に広く周知することが重要である。また、相談内容に応じて緊急性や適切な対応機関を判断することで、相談の初期段階からの適切な対応が可能になる。この仕組みによって、学校管理職や教職員も躊躇なく速やかに教育委員会に報告・相談できる環境を整えることができる。

③ 相談者への一貫した姿勢

相談対応においては、相談当初から相談者に寄り添う姿勢と、対応内容を相談者が確認できる仕組みを整えることが重要である。これにより、相談者が安心して必要な自己開示をしやすくなり、より相談者側に立った支援が可能になる。また、相談窓口の対応職員は、常に「こどもの最善の利益のために」という視点を相談者と共有することで、相談者との信頼関係を築く必要がある。

④ 長期欠席への支援の強化と情報提供

不登校等の長期欠席に対する偏見や差別意識を無くすことに尽力しながら、こども一人一人の学びを保証するために、「多様な学びサポートセンター（仮称）」を設立し、フリースクールや支援情報等が容易に手に入るよう、希望するこどもや保護者に提供することが求められる。また、入学式や転入などの機会にこども自身と保護者に「長期欠席者への支援の手引き（仮称）」などの冊子を配布し、こども自身や保護者、教職員が不登校等の長期欠席に関する情報にアクセスしやすい環境を整えることが必要である。

（２）こどもの権利を擁護するための体制整備

教育委員会は、こどもの権利を擁護するために、こどもの権利サポートセンターから得た知見や分析結果を学校等の教育機関に還元する仕組みを整備する必要がある。具体的には、こどもの権利サポートセンターと教育委員会双方向で相談内容を共有し、得られた知見や分析結果を情報共有する連携体制をさらに強化し、そのうえで、学校等の教育機関に還元する仕組みを整備していく必要がある。

① 情報共有の重要性

教育委員会とこどもの権利サポートセンターの間で情報を円滑に共有することは、こどもの権利擁護のために不可欠である。この連携により、各機関は実際の事案に基づいた対応を行いやすくなり、迅速かつ適切な支援が可能となる。また、情報の一元化は、こどもや保護者に対して、対応の透明性を高め、信頼性を向上させる効果もある。同時に、個人情報等の守秘義務は必須であり、関係する職員による情報の取扱には、細心の注意を要することは言うまでもない。

② 組織体制の明文化

こどもの権利擁護に関する新たな仕組みを、教育委員会の規則等に明記することが望ましい。これにより、具体的な行動指針や個人情報保護の方針等が明確になり、関係者の共通理解が深まる。また、規則に基づく運用は、持続可能な体制の構築を助け、権利擁護に向けた取組が継続的に行われる土台を提供できる。

③ こどもの権利サポートセンターから得た知見や分析結果を学校等の教育機関に還元する仕組みの整備

教育委員会による定期的な研修や学校への情報提供を実施し、学校関係者がこどもの権利に関する最新の知識を学べるようにする。また、教育委員会は事例のフィードバックシステムを導入し、実際の問題解決に向けた具体的な対応策を学校に伝える仕組みをつくることが考えられる。これにより、資料や研修内容を広く提供し、学校間の情報共有を促進することができる。さらに、

定期的なモニタリングを通じて、教育現場での権利擁護の状況を評価し、改善提案を行うことで、より良い教育環境の構築を支援することができる。

(3) 音声記録・動画記録等による客観性の担保

学校で録音機器やカメラを導入することは、いじめや体罰などの事実確認が容易になったり、教職員の意識向上や保護者等からの不適切な要求の抑止が期待されたりするとともに、令和8年度からの子ども性暴力防止法の施行を前提に、司法連携のための証拠能力の確保という重要な意義がある。一方で、学校内へのカメラの設置には慎重な姿勢を示す意見もあるため、設置に際しては先行的にモデル校で実施したり、設置場所や設置時期についてさらに検討したりなど、丁寧に行っていく必要がある。

① 録音機器の導入

録音機器を教職員が保護者からの相談や子どもへの聞き取りなどに対応する場面やそれを実施する場所に導入することで、事実関係の正確な記録が可能になる。これにより、問題発時における迅速な検証が可能となる。また、教職員に対する意識改革を促したり、不適切な指導を起こしにくい環境にするとともに、保護者からの不当な要求を未然に防いだりする効果も期待される。

② カメラの導入

カメラの導入に関しては、カメラが教室内のいじめや暴力行為の抑止力となることが期待できる。いじめられている子どもからは、カメラで記録を残してほしいという意見があり、いじめに悩む子どもたちの安心感を高めること、居場所を作ることに資すると考えられる。また、教師が複雑な事案に対処する際の負担を軽減し、授業に集中しやすくなるなど、教育の質の担保にもつながるという利点もある。

さらに、教職員から子どもへの体罰・不適切指導、いじめ重大事態、子ども同士の重大トラブルなどの場合における事実確認に際し、当事者の証言のみではなく、それを裏付ける客観的な証拠が確保できる、という学校での課題対応上の大きなメリットもある。

しかしカメラの導入にはさまざまな意見が存在する。カメラ設置に伴う管理や情報公開の問題、プライバシーの侵害や想定外の映像の流失への懸念も指摘されている。

それだけにカメラの設置に際しては、子どもや保護者へ運用方針を説明し、設置の有無やカメラのある教室で学ぶか、ない教室で学ぶか個々の子どもの声を尊重することも重要である。また設置場所については、廊下や教職員の死角となりやすい場所などへの設置にとどめるか、いじめ対応が必要な場合に教室内部へのカメラ設置を認めるかなどは学校長の権限と

し、その際に教職員、保護者や子どもなどステークホルダーとの合意形成について手続きを定めることなどが必要である。

カメラ導入にあたっては、録画データへのアクセス権やアクセスする事例を熊本市個人情報保護に関する法律施行条例に基づき、教育委員会における規則整備において厳格に規定するなどして、適切に運用することが必須となる。子どもの安全性を確保するとともに、教職員の課題対応の負担を軽減し、客観的な証拠にもとづく課題対応を実現していく。これらを満たしたうえで、今後カメラの運用方針や設置場所についての検討を進めることが必要である。

③ 人の目による安全・安心の担保

子どもが安全・安心な学校生活を送るためには、日常から教職員や支援員、地域ボランティア、学生ボランティア等による見守りも重要となる。学校で子どもにかかわるすべての大人が子どもを見守り寄り添い、学校にかかわる大人同士がつながり声をかけあうことで、子どもたちの学校生活の安全・安心がより高まることが期待できる。しかし、そのために教職員の負担が増加しないよう、支援員等の増員を行う必要がある。

また、授業参観日を通年に渡って設定することで、教員の死角となる場所・時間帯に保護者等がいることになり、有効な見守りになる手立てであると考えられる。

(4) これまでの対応事案から得られた教訓を生かした対応

教育委員会は、体罰やいじめに関する事案や子どもの状況をデータベース化し、外部の専門家による客観的な分析を行う必要がある。なお、個人情報保護法及び熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、データベースの構築・運用・分析に際しては、子どもや保護者が特定されることのないよう匿名加工情報化するなどの措置を行うものとする。

分析に際しては、外部の審議会に付議したり、子どもの権利サポートセンターと情報を共有したりして、対応状況の検証や問題点の分析を進めることが求められる。

① データベースの構築

体罰やいじめに関する事案を教育委員会・学校ともに共有し、データベース化することは、教育現場の実態を把握するために重要である。このデータ（匿名加工情報とする）により、問題の傾向や頻度を明らかにし、適切な対策を講じるための基盤を整えることができる。蓄積したデータを活用することは、長期的な改善策を導く指標にもなる。

② 外部専門家による分析

データベースから得られた情報を外部の専門家が分析することで、客観的な視点での検証が可能になる。これにより、教育委員会や学校内部では見えにくい問題点が浮かび上がり、改善策を明確化することができる。

③ データベースの活用

データベースの分析から得られる知見について、各学校の校内研修計画の中に悉皆研修として位置づけ、管理職からの講話や教職員（スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）を含む）による事例研修など、少なくとも年1回程度は行う必要がある。

(5) 問題を起こした教職員の担任変更等の指針

体罰・暴言等の問題を起こした教員を担任変更する要望がこどもや保護者から提起される場合に備えて、これまでの事例等を参考にするとともに状況に合わせて担任変更の指針を整理していくことが必要である。また、こどもの安全・安心や最善の利益を実現するために、保護者が納得できる担任変更の判断のためのプロセスを確立していくことも重要である。

① 学習環境の確保

教育委員会は、問題について調査中であり、担任変更等の方針が決定するまでの間にも、当該こどもがどのように学ぶべきかの選択肢を用意することが必要である。例えば、担任を一時的に変更することや当該のこどもの希望に基づいて、別のクラスやオンライン授業など多様な選択肢を用意することなど、こども自身の意向を尊重・反映させることで、安心して学び続けられる環境を整えることが必要である。

② 担任変更の指針づくり

担任を変更すべき場合の基準を明確にすることが重要である。指針を設けることで現場の判断がしやすくなる。また、保護者の処罰感情への対応も重要であるが、指針を示すことで学級の混乱を防ぐことが期待できる。ただし、担任変更はあくまでもこどもの最善の利益を実現するための措置でなければならない。

また、もし担任を変更するという決定がなされた場合、当該こどもはもとより、その他のこどもへも大きな影響を及ぼすと考えられる。そこで担任変更後は副担任が担任業務を代行することになる、といった手順を予め示しておくことで、変更後の不安を最低限度にとどめる対策が必要である。

③ 担任変更等に向けたプロセスの明文化

担任変更等を判断する際のプロセスの明文化が必要である。明文化することにより、即対応が必要な状況では管理職が迅速に判断できる一方、そうでない場合は学校と家庭に明確な手順を伝えることで保護者に安心感を提供できる。

例えば、わいせつ事案と認められた場合は担任を即時変更し、事実確認が必要な事案で調査中の場合は、明文化されたプロセスを経て判断するという指針を明示することが重要である。プロセスに沿った調査や対応が見える化することで、子どもや保護者にも安心感を与えることができる。子どもが登校できなくなる前のリスクアセスメントのルールを設けることも必要である。

(6) 教育委員会の情報公開

教育委員会は、子どもの権利と尊厳を守るため、施策や取組状況を明確に公開する必要がある。また、情報公開の際は、被害者保護を最優先の原則としながらも、加害者側の合意も考慮する必要がある。報道関係者にもその原則を共有しながら、事例に応じた適切な判断を行うことが重要である。被害者・加害者双方の個人情報の取扱には、弁護士会などに法的助言を求める体制の整備も検討されるべきである。

① 施策の公開と報道対応

教育委員会は、子どもの権利を守るための施策を権利の主体者である子どもたちに分かるような文言や表現、ツール等の工夫をし分かりやすく公開することが必要である。これにより、子どもが子どもの権利を自分事としてとらえることができる。そのことで、幅広い市民の信頼を得られ、教育行政への理解を深めることができる。また、報道に対する方針を検討することで、適切な情報提供が可能となり、誤解や不安の軽減が期待できる。

② 合意形成と法的助言

情報公開の際は、被害者保護を最優先の原則としつつ、教育委員会と被害者側・加害者側双方との合意形成を重視すべきである。また、個人情報の取り扱いに関しては、弁護士会などから法的助言を受ける体制を整え、適切に情報公開を進めることが重要である。

(7) 情報開示の透明性

教育委員会・学校等からの当事者への情報開示は迅速に行い、対応方針、学びの環境や具体的な支援内容、学校生活の状況等の情報の透明性を確保することが重要である。この対応を徹底することで、納得を得ることが期待される。教育委員会や学校は、当事者が情報開示

を求める事案について、対応の段階や期間の目安を示すとともに、現在の進捗状況を明確に示せるようにすることが求められる。

① 迅速な情報開示の重要性

情報開示を迅速に行うことは、当事者との信頼関係を築く上で不可欠である。適時の情報提供は不安を軽減し、現状を理解する助けとなる。

② 対応段階の明示

教育委員会や学校は、当事者から情報開示を求められた事案において、対応の段階や期間の目安を示す必要がある。具体的な進捗状況を共有することで、当事者は自分の置かれた状況を把握しやすくなる。このプロセスは、問題解決に向けた信頼性を高める要素として機能する。

(8) 個別最適な学びの実現

すべての子どもに対し、教育委員会は当該のこどもの状況に適した学びの場や手段を提供する必要がある。多様な選択肢を用意し、個別最適な学びを実現することは、こどもの教育を受ける権利を保障するために重要である。従来の画一的な指導ではなく、個を尊重した支援が求められている。

① 学びの場と手段の多様化

すべての子どもに対し、様々な学びの場や手段とその情報を提供することが重要である。例えば、教育支援センター「フレンドリー」や「フレンドリーオンライン」、学校から配信するオンライン学習などの選択肢が考えられ、これらは出席扱いにすることができる。また、教育委員会は、子ども一人一人が一番自分にあった学びを選択できるよう、子どもや保護者に対して学校外の学習機会、地域の学習支援などについても情報提供をすることが必要である。

これにより、あらゆるこどもの学ぶ権利を保障し、教育機会を提供できる。その選択に際しては、一人一人の多様なニーズにSC・SSWを含む学校全体で寄り添うことが重要である。

② 学校における様々な学びの形の導入

学校においては、一律の指導だけでなく、個々の子どもに応じた個別最適な指導が求められる。それぞれの理解度や興味関心を尊重した教育を行うことで、学びの効果を最大限に引き出すことができる。例えば「学びの多様化学校」のような新しい教育モデルを導入するなど、子どもが自分のペースで安心して学べたり、リラックスできる場所を提供することで、

自己肯定感を育むことが期待できる。また、教室に入ることができない、登校はしているが本当は学校に行きたくない、といった子どもが通える校内フリースクールの設置や、通常のクラスでも安心感を与えるような運営の工夫改善も必要である。そのためにも、教職員や「学級支援員」などの人的配置や、常勤のＳＣの配置が必要となる。

③ 高校入試の改革

高校入試に用いる調査書の改革も考慮すべきである。「出欠の記録」欄・「行動の記録」欄を廃止し、成績（９教科の評定）を３年時のみに限定することで、生徒の現在の能力や努力を公正に評価できるようにするなどの改革の検討・実施が必要である。これにより、生徒が過去の出席状況や成績に縛られることなく、挑戦できる環境が整う。また、通常の入試制度に加え、長期欠席を余儀なくされた生徒を対象とした入試制度を導入し、様々な立場の生徒の進路を保障していくことが大切である。このような改革を、市立高校から率先して県内に広げていくことで、より多様な学びを尊重し、すべての生徒に対する支援の在り方を見直すよう促すことが、教育の未来にとって不可欠である。

3-1-2 専門家の配置について

(1) スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置増・処遇改善と支援体制の充実

学校での心理的支援と福祉的支援の重要性が増しており、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の増員と常勤化が必要である。中学校区に少なくとも１人のＳＣを配置し、ブロックごとに複数のＳＳＷを配置することで、迅速な支援が可能になる。また、子どもや家族にかかわる高度な専門性や守秘義務の遂行などの職責に鑑み、常勤職としての処遇改善も重要である。常勤職としての配置により、相談体制の充実と教職員との連携が進むと考えられる。

① スクールカウンセラー（ＳＣ）・スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の常勤化と増員

ＳＣ・ＳＳＷを常勤職として配置することで、子どもや保護者からの相談に対する迅速な対応が可能になる。ＳＣ・ＳＳＷの常勤化により学校内で継続的に支援を行うことができ、教育現場のニーズに即した対応が期待できる。また、校区内の就学前の教育機関への支援機能が強化されることにもつながる。さらに、教職員との連携が強化されることで、子どもの心理的・福祉的な課題に対する包括的な支援が実現しやすくなる。

② こどもの最善の利益を保証するための支援体制の整備

教育委員会は、SCやSSWが専門職としての独立性を保ちつつ、他職種との連携が円滑に行われるような組織体制を整える必要がある。具体的には、情報共有の方法や指揮系統の明確化、専門職が教職員と効果的に連携協働するための支援体制の構築を検討すべきである。

また、こども・保護者との信頼関係構築のベースとなる守秘義務と、児童虐待に関する通告義務については、すべてのSCとSSWが常にこどもの最善の利益を考え意識行動する必要がある。このようにSCやSSWが学校内での役割を果たしつつ、教員とは異なる専門職としてこどもや家族にかかわり、学校運営体制の改善にも貢献することで、より効果的な支援が行える環境が整うことになる。

(2) スクールロイヤー (SL) の配置

教育委員会がスクールロイヤー (SL) を配置し、課題対応に際して教育委員会や学校とSLが連携することで、事案のもつれを防ぎ、適切な判断と調査が可能になる。教育委員会は人選や配置の在り方、報酬額等を適切に設定し、迅速に体制を整える必要がある。

① スクールロイヤー (SL) の役割とメリット

SLは、教育委員会や学校に対し法的な助言を行うことで、保護者対応や学校運営に関する法的問題を整理する役割を担うが、さらには代理人機能まで担うのが望ましい。専門的な視点から適切な判断が促され、トラブルを未然に防ぐことができるため、学校運営が円滑になることが期待できる。また、SLの存在により、法的な対応の責任主体である学校管理職の不安を軽減でき、教職員が安心して教育活動に集中できる環境が整うことにつながる。

今後、SLが教育委員会・学校の代理人機能を担うかどうか、法的な助言機能を重視するかなど、SLが果たすべき役割についても検討が必要である。

② 体制整備の必要性

教育委員会は、SLを効果的に活用するための体制を整える必要がある。具体的には、適切な人選や報酬制度の導入を検討し、例えば刑事弁護における当番弁護士制度を参考にすることが考えられる。このような枠組みを整えることで、SLが迅速に学校に対する法的支援を提供できる環境をつくり出し、教育現場におけるトラブルを効果的に減少させることが可能となる。

(3) 不登校対策サポーターの充実

不登校対策サポーター（以後、サポーター）は、子どもたちに安定した学校環境を提供するために重要である。今後はすべての中学校に配置するとともに、小学校へのサポーター配置の拡充が必要である。また「不登校対策サポーター」という名称も再考の余地がある。

① 安定した学校環境の提供

子どもにとって、当事者側に立った寄り添い型の支援環境は心の安定につながる。不登校等の長期欠席の子どもが安心して相談できるサポーターがいることで、自己肯定感を育み孤立孤独を防ぐことが期待される。また、信頼する大人と安定した関係を築くことで、子どもたちが自分の抱える問題をサポーターに話しやすくなり、問題に対して適切な支援を受けることが期待できる。

そのためにも、サポーターの待遇を充実させ、子どもの最善の利益を念頭に、充分にその役割を果たすことができる学校環境を整える必要がある。

② 小学校への不登校対策サポーターの配置

長期欠席は低年齢化しているため、小学校へのサポーターの配置も重要となる。子どもが小学校で感じる不安やストレスを早期に解消することで、その不安やストレスによる不登校を防ぐ効果が期待される。小学校でのサポートは、子どもの学校生活をより円滑にし、学びの機会を確保するためにも不可欠である。

3-1-3 教職員等研修の充実について

(1) 学校管理職の危機管理対応力強化

教育委員会は、学校管理職の危機管理対応力を強化するため、研修を充実させる必要がある。学校管理職は、初期対応からSCやSSWなどの専門スタッフの活用を含むマネジメント能力が求められている。具体的には、学校での事例や全国の判例等を基にしたケーススタディが効果的である。

① 危機管理対応力の必要性

学校管理職には、危機管理対応力がこれまで以上に求められている。危機管理対応力とは、予期しない緊急事態や危機に対して迅速かつ適切に対応する能力である。これには、危機の早期発見、情報収集、関係者への連絡、対応策の実行、そして事後の評価と改善が含まれ、組織や個人の安全確保や影響最小化に繋がる。

特に、問題発生時における初期対応において、迅速かつ適切な判断が必要であり、SC・SSW・SL等専門職との連携が不可欠である。学校管理職が危機管理対応力を高めること

で、問題発生時に学校全体が円滑に機能し、子どもや保護者への影響を最小限に抑えることができる。学校管理職は、そのための実践的なスキルを身に付けることが重要である。

② ケーススタディによる研修の有効性

効果的な研修プログラムとして、教育委員会が過去に対応した学校での事例や全国の判例等を基にしたケーススタディを導入することが考えられる。具体的な事例を基にしたワークショップ等の実践的な研修を通じ、管理職は実際の状況に即した危機管理対応力を養うことができる。また、他校の成功事例や失敗事例を学ぶことで、危機管理に対する意識が高まり、より高い危機管理対応力を身に付けることができると考えられる。また、効果的なケーススタディ研修となっているかについて、子どもや保護者による確認も必要である。

(2) 教職員が自らの問題行動に向き合う研修

問題行動を起こした教職員が自らの行動を見つめ直し、再発を防ぐためには、研修やカウンセリングの充実が不可欠である。教育委員会や学校は、大学等の専門機関と連携し、実践的な研修を提供することで、教職員が自らの問題行動の背景を理解し、感情コントロールを学ぶ機会を増やす必要がある。

① 問題行動の自己分析

当該教職員は、自らの問題行動を客観的に分析し、自己理解を進め、要因を認識し、同じ問題行動を繰り返さないようにするための基盤を築くことが求められる。そのために必要な研修やカウンセリングを受け、問題行動の根本的な原因に向き合い、行動の変容につなぐ努力を行う必要がある。

② 外部専門機関との連携による研修の充実

教育委員会や学校は、大学等の専門機関と連携して、具体的な事例に基づく研修を提供する必要がある。特に被害者に適切に向き合うための教育やアンガーマネジメントなど、専門的な知識をもつ講師を招くことで、教職員がより実践的なスキルを身に付けることが可能になる。このような研修は、問題の再発防止にもつながる。

③ ロールプレイや事例共有による学び

教職員の問題行動を未然に防ぐために、ロールプレイを取り入れた研修が効果的である。また、過去の問題行動の事例を取り上げて共有し、その背景や経過を理解することで、具体的な行動改善に役立てることができる。この情報共有は、教職員が問題行動のリスクを認識し、慎重に行動する助けとなる。

また、効果的な研修となっているかについて、子どもや保護者による確認も必要である。

④ 定期的な感情コントロールの指導

問題を起こした教職員に対して、感情コントロールの技術を専門家から指導してもらうことが重要である。教職員が感情や怒りを適切に管理するスキルを身に付けることで、職務上のストレスや緊張に対処しやすくなる。職場復帰後に子どもに対し感情コントロールが適切にできているかどうかのケアも必要であり、学校全体で取り組むことで学校運営の改善にも資する必要がある。

⑤ チーム学校としての危機管理能力を向上させるための研修

問題行動を起こした教職員だけではなく、学校全体として、危機管理能力を向上させるために、日頃からチームとして意識を高める取組が重要である。管理職や専門家の講話等による知識習得の研修にとどまらず、事例を基にしたロールプレイやマニュアルに沿った訓練等を行う必要がある。また、適宜マニュアルの見直しも行いつつ、継続的に取り組む必要がある。

(3) 保護者が課題に対応する知識・スキルを学び、情報を共有する体制の整備

教職員の不適切指導や子どもの課題に適切に対応するためには、保護者への情報提供と共有が重要である。教育委員会は、体罰・暴言、いじめ、長期欠席等の具体的なケースに基づいた情報を公開すると同時に、子ども・保護者が自ら学ぶ機会を設けることが求められる。また、情報にアクセスしづらい保護者への支援も検討する必要がある。

① 保護者との協力体制の構築

子どもの最善の利益を追求するためには、保護者との協力体制が不可欠で、教職員は保護者に対して適切な情報を提供し、共に子どもを支える姿勢をもつことが重要である。具体的には、保護者向けに子どもの最善の利益や子どもの権利についての講話やワークショップを企画し、子どもの権利に基づく熊本市の教育方針や取組への理解を深める働きかけを行う。加えて意見交換の機会を持つことで、相互の信頼関係を築くことが期待できる。この協力体制は、子どもにとってより良い学校環境と家庭環境をつくる基盤となる。

② 情報提供の多様化とアクセス向上

教育委員会は、子ども・保護者のニーズに即した情報を提供するため、体罰・暴言やいじめ、長期欠席等、具体的なケースに基づく支援のための動画や資料を公開することが重要である。また、情報にアクセスしづらい保護者への配慮も必要である。特に、相談窓口の案内・提供などは、多様な方法で情報を届けることが求められる。これにより、あらゆる保護者が必要な知識やスキルを得ることが可能になる。

3-2 学校における体制整備等

(1) 複数教職員による指導・支援体制及びこどもが相談しやすい校内相談チーム

こどもに一人の担任教員のみでかかわる固定化した環境から、複数の教職員がかかわる環境にシフトすることで、相談相手の選択肢が増え、相談の自由度が高まる。そのためには、校内相談チームの設置や、チーム担任制¹の導入が効果的だと考える。気軽に相談できる体制づくりが進めば、教員とこども双方に気持ちの余裕が生まれる。それによって、こどもが早期に救済される可能性が増すばかりでなく、相談する教員を自ら選ぶことができれば、こどもにとって有益となる。

① 複数教職員と信頼関係をつくる機会の確保

担任以外の教職員が相談に関与することで、こどもの相談先の選択肢と多様な支援を受けられる機会が増えることになり、ニーズに応じた適切なサポートを受けることが期待できる。また、複数の教職員と信頼関係をつくる機会を得たこどもは、学校も相談する自分も共に肯定しやすくなる。

チーム担任制の導入により、複数の教員が同じこどもにかかわることは、教員にとっても、一人の担任が問題を抱え込むリスクを軽減させ、チームの連携や経験値の共有によってこどもを多角的に観察できるため、柔軟な対応が可能になる。このような取組は、こどもの安心感と成長を促進するために効果的である。

チーム担任制は、熊本市においては、これまで実施した学校で必ずしも高評価ではなかったが、先進事例等に学びながら改善することで良い結果が期待でき、導入の価値を認めるものである。導入の方法に関しては、小学校では教科担任制、中学校では教科担当のローテーションも考えられる。

¹ 「チーム担任制」は、各クラスに固定の担任を置かず、複数の教員が、月または週ごとに担任をローテーションしていくという学級運営の方法である。

一般的に、「チーム担任制」のメリットとデメリットは以下の通りとされている。

メリット

- ・児童生徒が教員を自ら選んで相談できるようになり、主体性の向上につながるほか、いじめの早期発見にも資する。
- ・児童生徒を複数の教員が多角的に見ることができる。
- ・教員同士の学び合いや業務の透明化につながる。
- ・教員の選ばれる立場としての意識・研鑽意欲の向上につながる。
- ・教員の働き方改革につながる。

デメリット

- ・教員の責任の所在があやふやになる可能性がある。
- ・教員同士の連携が取れないと混乱する可能性がある。
- ・「情報共有」という手間が増える可能性がある。

「チーム担任制」は、全国の学校で少しずつ導入が進んでいる。例えば、神戸市では令和5年度(2023年度)から市立学校における「学年(チーム)担任制」の導入を始め、モデル実施校として市立小学校2校・中学校2校を決定した。熊本市では、短期間の導入事例があり、今後継続して検証していく予定である。

② 相談しやすい環境の整備

学校は、保健室の構造を見直したり、相談室を設置したり、あるいは職員室の機能・構造を抜本的に見直すことで、多様な相談スペースを十分に確保し、子どもが相談しやすい環境を整える必要がある。また、相談に至るために学校内でのコミュニケーションを活発化させることが重要である。それには教職員が日常的に子どもに受容的・肯定的にかかわり、子どもとの信頼関係を築くことが求められる。

相談スペースに関しては、チーム担任制の取組とも連動しながら、子どもがどの職員にでも気軽に話ができるような職員室のレイアウト変更等の工夫が必要となる。こうした取組が進むことで、子どもが自身の意見を自由に表現できる場と機会が増えると考えられる。

(2) こどもの権利を守るための共通ルールの整備・共有

体罰・暴言やいじめ、過度の校則、差別や偏見、強制的な集団行動などによる権利侵害を防ぎ、子どもが安全・安心に過ごす権利、学ぶ権利などの諸権利を守るため、子どもや保護者とこれらの課題が起きたときに学校がどのように対応していくのか、共通理解のためのルールを整備することが重要である。その際、相談内容に関しての守秘義務の範囲については、予めルールを明確に伝え共有しておく必要がある。教育委員会がルールを作成し、学校が入学時や各学年・学期開始時その他必要な場面で子どもや保護者に説明することで、子どもが安全・安心に学校で過ごす権利や学ぶ権利などのこどもの諸権利を子ども自身が知り、知ることでお互いの権利を守る基盤となる。保護者にとってもこどもの権利についての意識を高めるための機会となる。

また、いじめの未然防止や早期発見・早期相談のためにも、子どもたちが主体的にこどもの権利の侵害を防止する活動に参画できる機会をつくることが重要である。

① 共通理解を促進するルールの整備

いじめや体罰に対する明確なルールを整備し、教育委員会、学校、教職員と保護者、子どもが共通理解をもつことが不可欠である。教職員と共に子どもにかかわる専門職や支援員等も同様である。教育委員会は、ルールを策定し、教職員に徹底し、入学時や保護者総会など、機会をとらえて保護者や子どもに説明することで、こどもの権利を守ることの重要性を学校全体で共有することが期待できる。

② こどもの主体的な参加を促すルールづくり

いじめ防止に向けて、日常からいじめを許さない学校づくりに全教職員で取り組むのは無論のこと、子ども自身が「いじめ防止のためのルール」を作成することは重要である。主体

的な参画を保証し促すことで、子ども自身にいじめのない学校づくりを行う意識が芽生える
と考える。それにより効果的ないじめの未然防止となることが期待される。

(3) いじめ等重大事案における第三者による客観的調査と調査内容の再発防止への

活用

教育委員会はいじめ等重大事案における第三者による客観的調査を迅速に実施できる体制を整備する。学校は、子どもや保護者からの体罰、いじめ等の不安や相談に適切に対応できる体制を整える必要がある。重大な事案について当該教職員に調査報告書を確認させ、対応に関する自己反省と行動の変容を促すことで再発防止に役立てられる。また、加害事実が認定された子どもや保護者に、教育委員会や学校から調査結果を共有し、問題解決のための支援を共に考える機会も必要である。

① いじめ重大事態における第三者機関との連携による客観的調査

いじめ重大事態が発生した場合、教育委員会は第三者委員会を設置し、外部の専門家（弁護士、心理専門家など）から指導助言を受けながら調査を実施する。また、学校は調査に積極的に協力するようにする。さらに、教育委員会及び学校は調査内容や経過、結果などを関係者や保護者に報告し、事案に対する適切な対応を取ることが求められる。このように客観的かつ公正な調査を行うことによって、信頼性を高め、再発防止に繋げることができる。

② 教職員への調査報告書の共有

学校は、教職員による体罰・いじめ等の重大事案に対して当該の教職員に調査報告書を管理職から説明する機会を設けるべきである。これにより、教職員は自身の行動を振り返り、対応に関する問題点を理解することができる。このプロセスは、教職員の意識を高め、再発防止に向けた具体的な行動を促すために重要である。結果として、学校全体の体罰・いじめ等への対応力が向上し、より安全な環境が整備されることにつながる。

③ こどもの加害行為への指導と改善のための内省の機会提供

いじめ事案において、学校は第三者調査によって加害事実が認定された子どもやその保護者に調査結果を共有し、改善のための支援を行う機会を提供することが重要である。問題の真の解決には、加害行為に及んだ子どもが自らの行動を見つめ直すことが不可欠である。学校は、加害行為に及んだ背景を考え、その子どもとの対話を重視し、可塑性に働きかけ、健全な人間関係を築く手助けをすることが必要である。

(4) 迅速な初期対応体制

学校は、全教職員にいじめ重大事態や熱中症等の学校事故等に対する危機管理対応マニュアルを共有し、学校内外での実践的な研修を通じて徹底し、迅速な初期対応を可能にする必要がある。こどもの課題についての情報共有時には個人情報保護に配慮しながら、こどもの受け入れ体制を大切にすることも重要である。不登校のこどもには適切な支援を提案し、担任の教員自身が不登校のこどもへの対応を自分事として捉えることが求められる。

① 危機管理体制の整備

教育委員会は、学校での危機管理対応マニュアルやフローチャートを整備する必要がある。学校は、全教職員に危機管理対応マニュアルやフローチャートの活用を徹底し、迅速かつ的確な初期対応を可能にする体制を整える必要がある。また、養護教諭等を中心に校内に危機管理対応チームを設け、研修を受けたり、他校や他の専門相談機関とつながったりすることで知見を深め、そのノウハウを校内研修で共通理解する必要がある。

これにより、どの教職員でも同じ基準で対応できるようになり、問題が発生した場合の混乱を最小限に抑えることが期待される。また、こどもからの体罰・いじめ等に関する訴えを把握した際には、個人情報保護に配慮しながら、校内で情報を即座に共有することで、迅速な対応を促進していく。

② 不登校等の長期欠席のこどもへの支援

不登校等の長期欠席のこどもへの初期対応としては、学校からの温かい声掛けや受け入れ体勢の準備が重要である。また、こどもだけでなく保護者にも「フレンドリー」や「フレンドリーオンライン」、「ユア・フレンド」、「フリースクール等」の活用の好事例を紹介していくことも有効である。就学時健康診断時や入学時に、不登校等の長期欠席に関する相談先や相談の仕方について説明することも必要である。

(5) 効果的な人権教育研修の実施

学校における体罰・暴言やいじめを防ぐためには、教職員への人権教育研修の実施が不可欠である。教職員が自らの言動を振り返り、こどもの人権を尊重する意識を育むことが必要である。また、教育の場全体で人権に関する理解を深め、相互尊重の関係を築くための環境づくりに力を注ぐことが求められる。

① こどもが自分の人権や、他者の人権について学ぶこと

こどもは、自分もつ基本的な権利、例えば教育を受ける権利や意見を表明する権利を知り、理解することで、自分を大切な存在だと思え、自分以外のこどもも大切な存在だと認識

できる。他者の人権を理解することは、社会的な人権課題に関心を持つきっかけともなる。こどもの権利について学ぶことは、家庭や学校、地域社会での対話を促進し、社会における多様性を尊重し、差別をしない責任ある市民を育む役割を果たすことにつながることを教職員が共通理解しておく必要がある。

② 学校での教職員に対する人権教育研修の必要性

学校での教職員に対する人権教育研修は、教職員がこどもを尊重し、自らの言動を振り返る機会となる。このような研修は、教職員同士の対話を促し、相互理解を深め、より良い人間関係の構築、教育環境を整える基盤となる。人権に基づく教育は、体罰・暴言やいじめ防止や学校内のハラスメント防止にも寄与する。

全国的な課題となっている不適切指導や性暴力についても、こどもの権利の視点から教職員が学びを深めることで、未然防止の意識を高めることができる。

③ 教職員の適切なこどもとのかかわり方の振り返りと相互尊重

教職員が自らのかかわりを振り返り、内省することで、こどもとの信頼関係を築くことが期待できる。教職員間でもお互いの意見を尊重し合うことが重要であり、そのためには安心して参加できる環境が必要である。これにより、相互に尊重する関係性が生まれ、よりよい職場環境となることが期待できる。

④ 人権教育カリキュラムの整備

こどもの権利を守るために、こどもおよび教職員が学ぶことができる系統的な人権教育カリキュラムの構築が求められる。体罰・暴言やいじめなどのこどもの権利侵害だけでなく、特に「生命（いのち）の安全教育」や性暴力、デートDV等の未然防止に関する教育は重要であり、こどもが発達段階に応じて理解できる実践的な教材の提供が必要である。

前提として教職員がこどもの権利への理解を深めている、また、こどもの最善の利益を考え行動する意識が醸成されていることが必須である。人権教育カリキュラムを通じて、学校全体で人権を理解し、学ぶことが促進される。さらに系統的な人権教育カリキュラムを必修化することも検討すべきである。

（6）不適切指導の基準の明確化

教職員によるこどもへの不適切な指導については、その判断が難しいため、不適切な指導の基準を明確にすることが重要である。例えば、熊本市体罰等審議会では長時間の叱責や大声での叱責が暴言に当たるとされている。このような具体的な基準を示すことで、教職員の指導に対する認識を正すことが期待される。

① 不適切な指導の基準の明確化

教職員によるこどもへの不適切な指導については、国による法制や通知等の判断基準が存在しないため、まず教育委員会が不適切指導の基準を明確にしなければならない。また、教職員の指導方法に対する理解を深めるために必要である。具体的に「長時間」の定義や「大声」の程度、禁止される言葉がけを示すことで、教職員は自らの行動を振り返りやすくなる。このような基準を設けることで、不適切な指導がどのような行為に該当するのかを理解し、意識的な指導を促すことが可能になると考える。

② 児童虐待防止の視点

教職員だけでなく、保護者や各支援員・部活動指導員等の地域人材による叱責等の行為がこどもへの不適切な指導やかかわり、児童虐待に該当する可能性があることを理解することも重要である。この視点を踏まえ、教育現場では、教職員とともに保護者や各支援員・部活動指導員等の地域人材にもこどもの人格を尊重し権利を守るかかわり方についての研修や啓発活動、相談先の周知も必要である。そうすることで、教職員と保護者、地域人材などこどもに関わる全ての大人が、こどもの権利を守り、人格を尊重する適切な関わりが実現できることが期待される。

(7) こどもの参画

こどもは学校教育活動における学びや活動の主体である。学校運営に対しこどもの参画の機会を保障し、意見を尊重し、共に実現することが求められる。こどもが学校のあらゆる場で意見を表明できる機会、参画する機会を通じて、学校運営におけるこどもの意見を積極的に取り入れることが重要である。こどもたちが意見を表明できる機会をもつことは、こどもの権利条約に明記されており、こどもにとってのより良い教育環境を共に創造することが期待される。

3-3 こどもの権利サポートセンターと教育委員会・学校が役割分担する体制整備

(1) こどもの権利サポートセンターの活用

保護者からの相談は多様であり、時には学校が担うべき範囲を超えることもあり、そうした場合には教職員の負担ともなっている。そこで、こども局に設置されたこどもの権利サポートセンターの活用が期待される。学校が直接対応できる範囲を超えた相談の場合、教育委員会は保護者の同意を取り、こどもの権利サポートセンターにつなぐ必要がある。また、こどもの権利サポートセンターと連携することで、よりこどもの権利を擁護し、こどもや保護者が納得できる解決ができる可能性が高まる。

① 相談対応の役割分担

学校が抱える保護者からの相談には、学校が直接対応できる範囲を超える事項も含まれ、教職員の負担ともなっている。このため、相談対応の役割を明確にし、こどもの権利サポートセンターの他、「学校教育コンシェルジュ」等の市の関係機関と連携することで、学校が本来の教育活動に集中できる環境を整えることが必要である。

② 教育委員会との連携

こどもの権利サポートセンターが相談を受け、こどもの権利を擁護し、こどもや保護者が納得できる前向きな解決を目指すにあたって、教育委員会は、必要に応じ、こどもの権利サポートセンター職員が学校に出向いて調査し、学校や教育委員会に対応を要請したり、こどもや保護者に説明したりすることに対し、積極的に連携・協働していくことが重要である。

3-4 関係諸機関と役割分担できる体制整備

(1) 心理・福祉系国家資格保有者数や養成機関の状況調査

教育委員会は、地域リソースの実態を調査し、公認心理師・臨床心理士や精神保健福祉士・社会福祉士などの資格保有者の状況を把握することが急務である。具体的には、大学等と協議会を設置する。また職能団体である「熊本県臨床心理士・公認心理師協会」「一般社団法人 熊本県社会福祉士会」等と連携し、熊本市におけるSCやSSWの活動状況やニーズを共有し、資格保有者の確保に向けた働きかけを積極的に行うことが求められる。

① 心理・福祉系国家資格保有者数や養成機関などの地域リソースの調査

教育委員会が心理・福祉系国家資格保有者数や養成機関などの地域リソースの実態を調査することは、こどもの最善の利益や諸権利を守るための体制に不可欠な人材確保において重要である。公認心理師・臨床心理士や精神保健福祉士・社会福祉士などの資格保有者や養成機関が熊本市内や県内にどれほど存在するかを把握することで、県外を含め広く公募するなど、計画的に採用や育成を行うことが可能になる。

② 心理・福祉系国家資格養成機関や大学等との連携強化

教育委員会が心理・福祉系国家資格養成機関や大学等と協議会を設置することで、SCやSSWの計画的な採用や育成、実際の活動状況や教育委員会等の行政との連携協働へのニーズを共有できる。養成機関との連携により、資格保有者の確保や育成に向けた具体的な施策を検討することが可能となる。また、大学等との連携で地域内での情報交換や協力体制の強化が進むことで、教育現場における支援体制の向上が期待される。

(2) 児童相談所や法務少年支援センター等との連携

学校は、問題行動を行う、または不適切な言動を繰り返すこどもについては、児童相談所、警察、法務少年支援センター等への相談を行う。また、そこで受けた専門家の助言を積極的に活用し、状況の見立てを行い悪化防止に努めることが重要である。教育委員会は、相談に留まってはならない緊急性、重大度が高く少年法に基づく適切な処遇が求められる場合に備えて、相談・通報・通告の判断基準を明確にし、通告等が必要な場合は、学校が関係機関と速やかに連携するよう周知徹底する必要がある。

① 警察への相談基準の明確化

教育委員会は、小学校を含め学校が警察への相談や通報を行う際の判断基準を明確に設定することが重要である。具体的な判断基準があれば、学校は判断に迷わず迅速に対応することが可能になる。また、これも3-2の(2)に示した共通理解のためのルールとしての判断基準をこども、保護者、地域とも共有することで、関係者全体が同じルールのもとで判断・行動しやすくなり、こどもの問題の改善のための効果的な連携が可能になる。

② 児童相談所との連携

学校は、児童相談所との連携をこれまで以上に強化する必要がある。これにより、こどもや保護者が適切な支援体制を築くことが可能となる。連携を通じて、こどもや保護者が専門的な支援を受けられる環境を整えることが、こどもの問題行動に対処する上で非常に重要である。

(3) 代理人・紛争処理手続きの活用による保護者対応

教育委員会は、保護者からの学校に対する理不尽で攻撃的とも思える言動に対処するため、弁護士などの代理人を選任し対応できる仕組みを整備し、必要に応じて警察など外部機関²への相談を行う方針を保護者に周知していく必要がある。これにより、学校は教育活動に専念し、教職員の疲弊を防ぐことが期待される。

① 教育委員会が弁護士などの代理人を選任し保護者対応する仕組み

教育委員会は、保護者の理不尽で攻撃的な言動に対処するため、弁護士などの代理人を選任できる仕組みを整備することが必要である。この仕組みを導入することで、教職員の直接

² 各都道府県警には、非行や犯罪からこどもたちを守るための施設として「少年サポートセンター」が設置され、警察官や少年警察補導員、少年心理専門官（臨床心理士）などが配置されている。非行の前兆ともなりうる不良行為等の早期発見を図るため、街頭補導活動や少年相談など少年や保護者等に対する指導・助言のほか、補導された少年や保護者・学校などから相談を受けた少年に対し、継続的な指導などを行っている。

熊本県では、「肥後っ子サポートセンター」という名称で「少年サポートセンター」が運営されている。具体的な活動としては、電話相談、面接相談等の相談対応、各種体験活動（農業体験、スポーツ活動、創作活動等）、そして警察官や臨床心理士、スクールサポーター、少年サポーターによる支援活動がある。

対応による保護者との関係悪化や、教職員を過度のメンタルストレスやバーンアウトから守り、問題を解決することが期待される。保護者にもこの方針を周知することが必要になる。

② 代理人・紛争処理手続きの活用による保護者対応

学校は、トラブル発生時に法務省人権相談の活用や代理人による仲裁・紛争処理手続き（ADR）を活用するなど、専門機関と連携することを検討してもよい。保護者にも、法務省人権相談の活用や代理人による仲裁・紛争処理手続き（ADR）の活用を周知することも必要になる。これにより、保護者間のトラブルや学校外の問題に対して、保護者自身が専門的な助言や支援を受けることが期待できる。また、学校が対応すべきではないこどもの権利侵害事案については、こどもの権利サポートセンターとも協力し、こども自身の権利を守る視点からの対応を行うことが重要である。

（４）こども・保護者・地域住民等の参画によりこどもの権利や利益を守り実現するための体制整備

学校は全てのこどもが安全・安心に育ち、学ぶ権利を実現するための場である。コミュニティースクールは、学校の運営及び学校運営への必要な支援に関して協議し、保護者、地域住民等の意見を反映させ、地域が学校を支援する仕組みを整える機関である。また、コミュニティースクールの目的に、こどもの権利や利益を守り、より良く実現するための学校運営の実現を置くことで、どの学校においても、全てのこどもが安全・安心に育ち、学ぶ権利を実現していくことが期待される。熊本市版コミュニティースクールでは、保護者、地域住民の参画と共に、こどもも参画することで、こども自身が自分たちの権利や利益を大切にすることを当たり前と感じ、大人がそれを支援する地域の実現が図れると考える。

① コミュニティ・スクール（CS）の役割

コミュニティースクールは、学校の運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関であり、学校運営を改善する役割を持つ。こども・保護者・地域住民等の参画により、こどもの権利や利益を守り、より良く実現するための学校運営について協議をすることで、多様な視点を共有することができ、より良い学校運営の実現につながることを期待される。

② 地域の支援体制

地域住民が学校の問題を理解し、協力することにより、学校の課題を理解し、こどもや保護者の課題の改善を共に支える環境を築くことが期待される。

（５）こどもが学びの場を選択できる体制

学びの場と手段が多様化している現在、こども一人一人の個性を尊重し、かつ孤立させず

に他者とつながる環境を創造することは重要であり、すべてのこどもが自分のペースで安心して学びを進められるよう、社会全体で体制を整える必要がある。特に長期欠席のこどもに対しては、学校外での学びの場の選択もできるようにしなければならない。

① 学校外の学びの場との連携と地域や社会全体の理解

現在も学校外の学びの場で学んでいるこどもは多くいるが、学校や教育委員会と学校外の学びの場との連携は今後さらに重要になってくる。こども一人一人の多様なニーズに応えるためには、今あるフリースクールなどの社会資源を活用し、学校や教育委員会と協力関係を築くことが必要で、個に対する支援がより効果的に行えるようになると思う。また、こどもが、いわゆる「学校」に通う以外の選択を行うことに対する理解を社会全体で共有することも大切である。

② 情報発信の強化

教育委員会は、フリースクールやその他の学びの場について、こどもや保護者、住民の求めに応じて、また定期的に、出席扱いや成績評価も含めた情報を発信することが求められる。

その際には、デジタルによる情報配信や紙媒体による配布も含め、誰もが容易に情報に行きつけ、実際に活用できるような発信を心掛ける。新たな経済的支援や助成措置の検討も進め、より多様な学びの選択肢を提供することが期待される。

③ フリースクール等の学校外の学びへの支援や助成

まず、教育委員会による学校に通えないこどもやその保護者の「心理的支援や社会的サポート」の強化が重要である。そのために専門家との連携を深め、こどもたちにメンタルサポートを提供することで、気持ちに寄り添い、こどもにとって学びやすい環境を整えることができる。次に、「認定制度」の導入が有効である。質の高い教育を提供するフリースクールを教育委員会が認定し、教育の質の向上と社会的信頼を得ることができる。さらに、フリースクールを活用する世帯への「経済的支援」も必要となる。市長事務局とも連携して所得に応じた学費補助制度等を進めることで、経済的な負担を軽減できる。

このような支援により、すべてのこどもに多様な学びの選択肢を提供できると考える。

3-5 国への提言

(1) 専門家配置に係る国の財政支援の強化

学校の運営において、教員が行う教材研究や授業準備のための時間を確保することは必須である。一方で保護者やこどもからは、様々な個別の問題が寄せられている。教員の負担感や疲弊を軽減し、働き方改革を実現するには、教員以外の職員や専門家の支援が必要であ

る。特に、SCやSSWの必要性は増大しており、学校への常勤配置は不可欠である。教育委員会は、SCやSSWを国庫負担の対象となる教職員定数として算定したり、福祉的役割等を担う職員を学校へ配置したりするための財政支援を、引き続き強く国に要望していくべきである。

(2) いじめ重大事態における専門調査員制度の創設

現在、こども家庭庁は、「いじめ調査アドバイザー制度」³を設け、いじめ重大事態調査を行う自治体や学校法人などに助言を行っている。更なる対策として、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いのある事案については、国の専門調査員が事実関係を直接調査し、事案を検証することで、再発防止策に活かされるような制度設計を、教育委員会から国に提言することが考えられる。その前提として、こども家庭庁ではいじめ重大事態調査の報告書を収集・分析する組織を立ち上げると側聞するが、この際の精緻な収集・分析を望みたい。

(3) いじめ防止対策推進法の規定の再検討

いじめ防止対策推進法（以後、推進法）制定以前の定義⁴（国の調査の定義は平成18年度分から推進法に近い表現に変更されている）では、力の差や攻撃性、継続性などの判断を要し、いじめ問題を見逃すケースがあったため、法制定によって現行の定義が確立した経緯がある。

今後は、いじめの深刻度に応じて、自治体の対応方法に優先順位をつけた運用を行う事案のアセスメント等、対応体制の在り方も検討すべきである。ただし、その深刻度の判定は単に客観的事実などに基づいて判断されるべきではなく、被害を受けたこどもの尊厳を保持することに十分に配慮すべきという意見がある。

³ 「いじめ調査アドバイザー制度」は、こども家庭庁が設立し、いじめの重大事態調査を実施する自治体や学校に対して助言を行う制度である。この制度では、大学教授や弁護士など8人の専門家がアドバイザーとして委嘱され、調査組織の立ち上げや調査方法について中立的な助言を提供する。ただし、アドバイザーが直接調査に関与するわけではない。

この制度は、いじめの重大事態が増加している中で、調査の開始を迅速化し、第三者性を確保するために設けられた。また、各教育委員会からの報告を通じて進捗状況を管理し、関係機関との連携や調査の公平性に関する助言を行っている。

⁴ いじめ防止対策推進法が制定される前のいじめの定義は、毎年文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、以下のように定義されてきた。

・昭和61年度（1986年度）からの定義：①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。

・平成6年度（1994年度）からの定義：①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。

・平成18年度（2006年度）からの定義：当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

一方、推進法では、被害者側が精神的な苦痛を感じていることのみがいじめ認定の要件となっており、被害者側の主観で判断されるが故に、こどもの発達段階やバウンダリー（自他境界線）形成の途上にあることで想定されるトラブルに、学校がむやみに介入せざるをえないことが多々発生している。そのことが結果として、子ども同士の問題解決力を奪い人間関係の希薄さにつながる側面があることを危惧する意見もある。

推進法では、重大事態の調査を義務付けているが、国がいじめ防止の対応策を検討する際には、調査が適切に行われているか、こどもの権利の視点から被害者と加害者の両方に適切な対応がなされているかについて検証する必要がある。

このような現状をふまえ、推進法の改正や、いじめ重大事態ガイドライン⁵の点検・再度の見直しについて、国に提言すべきである。

（４）教職員から児童生徒に対する不適切指導の基準の明確化

教職員による児童生徒への不適切な指導については、国による法制や通知等の判断基準が存在しない。熊本市教育委員会としての不適切な指導の基準を明確にすることも重要であるが、児童生徒への不適切指導の基準や対応に地方自治体間の格差が存在してはならず、国としての基準の明確化を提言する必要がある。

（５）こども基本法・子どもの権利条約の学習指導要領への位置づけ、児童生徒と教員、保護者住民等がこどもの権利を学ぶ教材や研修の整備

学習指導要領において、こども基本法・子どもの権利条約を位置づけ、教科横断的に系統化されたカリキュラムで、児童生徒が理解を深めることが必要である。いじめ、不登校、不適切指導などの問題が起きたときも、児童生徒が自らの権利を知り、また他の児童生徒や大人たちの権利も大切にしながら、相談したり権利を行使することができるための正しい知識

⁵ いじめ重大事態の調査に関するガイドラインについては、令和5年(2023年)7月に、「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」が新たに作成され、学校や学校設置者がいじめ重大事態調査の実施にあたり、遺漏なく対応するための参考資料として配布された。

いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であり、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することが必要とされている。また、被害者である児童生徒やその家庭の意向を尊重しつつ、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講じる責任を有しているということが強調されている。

一方、ガイドラインに対して、以下のような不足点の指摘もある。

- ・被害を訴える者の利益保護に偏りすぎている
- ・被害者側の要因を扱うことがタブー視されている
- ・被害を訴えた側が納得するまで長い時間がかかる
- ・調査には莫大な時間と費用を要している

これらの不足点に対する具体的な対策は、今後のガイドラインの見直しや学校現場での取り組みによって改善されることが期待されている。

を身に着けることを国に提言することも重要である。

また児童生徒と教員、保護者住民等がこどもの権利を学ぶ教材や研修の整備も、国として取り組むべきことを提言する必要がある。

(6) 学校運営協議会への児童生徒参画の促進

児童生徒は学校教育における学びや活動の主体である。学校運営に対し児童生徒の参画の機会を保障し、運営におけるこどもの意見を尊重し、共に実現すること積極的に取り入れることが重要である。児童生徒が学びや活動の主体として意見を表明できる機会、参画する機会を保障されることで、学校運営に対する理解が深まり、より良い教育環境を共に創造することが期待される。

国として学校運営協議会への児童生徒参画に関する実態調査や「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」での事例共有などを通じて促進する必要がある。

(7) 不登校等の長期欠席に関する提言

学校での教育課程の修了要件の緩和や登校へのこだわりを緩和することは、現代の教育において重要である。特に、不登校という概念は、多様な学び方への無理解につながり、これがこどもに過度なプレッシャーを与えている。すべてのこどもが自分のペースで学び、成長する機会を保障するためには、社会全体でこの固定観念を見直す必要がある。「不登校」という用語の変更を含め、このことを国に提言することが必要である。

(8) SNSの影響とその対応についての提言

SNS上のいじめ問題は、国際的にもその解決に向けて様々な議論が行われている。SNSの利用については、年齢制限を加える国も出始めている。わが国においても教育現場における重要な課題であるだけに、保護者の理解、社会の理解も必要であり、国に対して引き続き包括的な対策をするよう提言すべきである。また今後は、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力であるデジタル・シティズンシップを育む教育も重要となる。そこでは情報モラルについて教えるだけでなく、こどもが自ら善悪について考え・判断する力の育成が早急に求められる。